

令和2年度

包括外部監査結果報告書

要約版

市保有財産の管理及び過年度包括外部監査
に対する措置対応状況について

倉敷市包括外部監査人

壺 田 周 彦

目 次

I	外部監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	監査の対象	1
	(1) 監査対象（選定した特定の事件）	1
	(2) 監査対象年度	1
3.	監査テーマの選定理由	1
4.	実施した監査の方法	2
5.	監査の結果	3
6.	監査の体制	3
7.	監査実施期間	3
8.	利害関係	3
II	監査対象の概要	4
	(1) 指摘事項	4
	< 指摘事項 1 有価証券の評価額について >	4
	< 指摘事項 2 「財産に関する調書」の基金残高について >	4
	(2) 意見	4
	< 意見 1 基金の運用方法の見直しについて >	4
	< 意見 2 基金の効率的な運用方法の選択について >	5
III	個別の市保有財産監査結果	6
1.	公有財産（土地、建物、山林、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利、不動産の信託の受益権）	6
1-1.	土地、建物、山林	6
	(1) 指摘事項	6
	< 指摘事項 3 二重計上の固定資産について >	6
	< 指摘事項 4 登記されている事実が確認できない固定資産について >	6
	< 指摘事項 5 払下げ済みの固定資産について >	6
	< 指摘事項 6 所管部署・分類等について >	6
	< 指摘事項 7 難視聴解消アンテナの設置のための敷地の貸付について >	6
	< 指摘事項 8 商店街利用者のための駐車場の取扱いについて >	7
	< 指摘事項 9 契約の相手方について >	7
	< 指摘事項 10 旧連島東小学校について >	7
	< 指摘事項 11 旧安江住宅跡地の管理、不動産の売却について >	7
	< 指摘事項 12 玉島道口の土地について >	7
	< 指摘事項 13 玉島中央町 1 丁目の土地の有償貸付について >	7

<指摘事項 14 旧児島高等学校跡地の利用について>	8
<指摘事項 15 中庄、三田の土地について>	8
<指摘事項 16 不動産の棚卸の実施について>	8
(2)意見	8
<意見 3 公有財産管理台帳システムの施設名称登録について>	8
<意見 4 旧琴浦西幼稚園について>	8
<意見 5 一部残る土地の有効利用の想定について>	9
<意見 6 玉島爪崎の土地について>	9
<意見 7 児島下の町1丁目の土地の有効利用について>	9
<意見 8 旧明石保育園敷地の利用について>	9
<意見 9 水島東栄町駐車場用地の利用について>	9
<意見 10 普通財産貸付基準の見直しについて>	9
<意見 11 土木課駐車場の利用について>	10
<意見 12 教職員住宅敷地の利用について>	10
<意見 13 福祉施設跡地の利用について>	10
<意見 14 軽費老人ホーム「唐琴荘」跡地の利用について>	10
<意見 15 旧郷内公民館について>	10
<意見 16 農業用施設団地用地土地造成事業について>	10
<意見 17 各所管部署での公有財産管理台帳システムの確認と管理について>	11
<意見 18 システム連携のデザインについて>	11
1-2. 物権（①地上権、②地役権）	11
①地上権	11
(1)指摘事項	11
<指摘事項 17 分収造林契約書について>	11
<指摘事項 18 地上権の記載内容の修正及び追加について>	11
②地役権	12
(1)指摘事項	12
<指摘事項 19 地役権の登記について>	12
<指摘事項 20 地役権の「財産に関する調書」の記載誤りについて>	12
(2)意見	12
<意見 19 登記面積と実測面積の大幅な乖離について>	12
1-3. 無体財産権	12
(1)意見	12
<意見 20 著作権の財産的価値について>	12
1-4. 有価証券	13
(1)意見	13

<意見 21 残高証明について>	13
<意見 22 株券不発行会社の株券について>	13
<意見 23 株券等の管理について>	13
<意見 24 株式の保有目的の明確化について>	13
1-5. 出資による権利	13
(1) 意見	13
<意見 25 証明書等の封印について>	13
<意見 26 証書の再発行、証明書の入手について>	14
1-6. 不動産の信託の受益権.....	14
(1) 指摘事項及び意見.....	14
2. 物品	14
(1) 指摘事項	14
<指摘事項 21 物品調査のマニュアルの作成について>	14
<指摘事項 22 物品調査の報告と取りまとめについて>	14
<指摘事項 23 現物のない物品について>	14
(2) 意見	15
<意見 27 使用見込みのない物品について>	15
3. 債権	15
(1) 意見	15
<意見 28 債務者情報の更新について>	15
<意見 29 回収業務の外部委託の検討について>	15
<意見 30 貸付金の回収可能性について>	15
4. 基金	16
(1) 意見	16
<意見 31 ふるさと納税のポータルサイトについて>	16
<意見 32 倉敷市環境保全基金の活用について>	16
<意見 33 倉敷市交通拠点施設整備基金の活用について>	16
<意見 34 倉敷市国際交流基金について>	16
<意見 35 倉敷市文化振興基金の助成対象事業について>	17
<意見 36 倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金の活用について>	17
<意見 37 倉敷市よい子いっぱい基金の新規事業について>	17
<意見 38 倉敷市緑化基金の活用について>	17
<意見 39 不納欠損処理について>	17
<意見 40 倉敷市公共施設整備基金の対象事業の会計処理について>	18
IV 総括	19

I 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の第 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象

(1) 監査対象（選定した特定の事件）

市保有財産の管理及び過年度包括外部監査に対する措置対応状況について

(2) 監査対象年度

令和元年度

ただし、必要に応じて平成 30 年度以前及び令和 2 年度分についても監査の対象とする。

3. 監査テーマの選定理由

地方財政法第 8 条には、財産の管理及び運用として、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないとされている。

平成 27 年 1 月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知）」が示され、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要である旨示されている。

また、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成 27 年 1 月 総務省）によれば、複式簿記におけるストック情報（資産・負債）把握の重要性や固定資産台帳の整備について述べるとともに、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」を策定している。

以上からは、長期的な資産保有形態である固定資産の連結貸借対照表に占める割合が多い地方公共団体における資産の状況について、重要視しているといえる。

一方、市の財産として連結貸借対照表に重要な影響があるものは、土地、建物、山林、有価証券、出資による権利、物品、債権、基金と考えられる。

このうち、土地、建物、出資による権利は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間、同程度の水準で推移しており、物品、債権、基金については、毎年増加している傾向にある。特に基金については、この 5 年間で 7,435 百万円増加しており、金額的な重要性が高いといえる。

財産の数量等が同程度の水準で推移する、もしくは上昇傾向であれば、監査の重要な着眼点は、不動産・物品等であれば、長期間未利用のものとなっていないか、有価証券等であれば、評価額は適切であるか、債権等であれば適切に回収できているか、基金であれば目的に沿って適切に運営されているか等と考える。例えば、基金においては、毎年増加しているもの、表面上残高に変動がないものがあり、事業への充当が適切に行われているかどうか、基金としての必要性などに着眼する。

ところで、公有財産、債権については、平成 26 年度、平成 24 年度、平成 20 年度等の過年度の包括外部監査において、監査対象となったものも存在する。(土地、建物、有価証券、出資による権利、奨学金貸付金(債権)、住宅新築資金等貸付金(債権)等)

過年度の包括外部監査の結果について目を向けると、市は包括外部監査人からの指摘事項及び意見について、平成 28 年度以降の監査は、監査終了後 1 年内である令和元年度を除き、指摘事項だけでなく、意見についても措置対応状況を倉敷市のホームページに公表しているが、平成 27 年度以前は、指摘事項のみ措置対応状況を公表しており、意見に対する措置対応状況が不透明である。そのため、過去の監査における意見の措置状況を監査テーマとすることは、過去のみならず、今後の市の包括外部監査の措置対応にも有益であると考えられる。

4. 実施した監査の方法

独立の立場(第三者的な立場)で市行政を監査し、適正に処理されていない点や不効率と考えられる点などを指摘することにより、市の限られた財源の有効かつ効率的な活用及び経費削減等を推し進め、最少のコストで最大限の効果を発揮できるように行政サービスに資する提言を行うために財務監査の視点から、監査を実施した。また、行財政改革への契機、経済性・効率性・有効性等の行政監査の視点からの監査も実施した。

具体的には、下記の着眼点に沿って監査を実施した。

- ① 事務手続は、法令・規則等に準拠して適切に行われているか。
- ② 基金は設置目的に従って、適切に執行されているか。
- ③ 基金において、現預金以外の形態である場合は、管理状況等が適切か。
- ④ 不動産、物品は適切に管理が行われているか。
- ⑤ 不動産、物品等は適切に利用されており、遊休状態となっていないか。
- ⑥ 有価証券、出資金などの評価は妥当であるか。
- ⑦ 債権の回収は適切に行われているか。
- ⑧ 過年度包括外部監査における意見の措置状況は適切であるか。

5. 監査の結果

監査の結果について、法令等に違反又は不当と判断したもの、及び経済性・効率性・有効性の観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるものについては「指摘事項」とし、法令等の違反ではないが、是正、改善が望ましいものについては「意見」として明記している。

6. 監査の体制

包括外部監査人	公認会計士	壺田	周彦
補助者	公認会計士	小野	和倫
補助者	公認会計士	十川	智基
補助者	公認会計士	柏野	聰太郎
補助者	公認会計士	林	英夫

7. 監査実施期間

令和2年4月1日から令和3年1月31日まで

8. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II 監査対象の概要

(1) 指摘事項

< 指摘事項 1 有価証券の評価額について >

倉敷ファッションセンター(株)について、減資の割合に応じて、帳簿価額を減額しているが、この減資は無償減資によるものであり、「財産に関する調書」においては帳簿価額を減額する必要はない。

< 指摘事項 2 「財産に関する調書」の基金残高について >

財産である基金は出納整理期間がないため、決算書における「財産に関する調書」は3月末の基金の残高を記載すべきである。また、支出負担行為により、出納整理期間中の積立、取崩は可能であることから、3月末と5月末の残高の不一致の理由を記載することが考えられる。

(2) 意見

< 意見 1 基金の運用方法の見直しについて >

市は、内規において、4つの基金（倉敷市奨学基金、倉敷市図書館図書整備基金、倉敷市よい子いっぱい基金、倉敷市緑化基金）は、原資が市民からの浄財（寄附）が主となっていることを考慮し繰替運用を行わない方針と規定している。繰替運用は一括運用分から行っていることから、上記の基金は一括運用することが出来ず、個別運用を行っている。この点、条例は上記の基金は他の基金と同様に、必要に応じて繰替運用（※）できることと規定しているため、一括運用は可能である。

内規では浄財であることを理由として規定を設けているが、市は原資が浄財であるかどうかに関らず、保有する財産の安全かつ効率的な運用を図る必要がある。したがって、内規を見直し上記の4つの基金についても一括運用することを検討すべきである。

（※）繰替運用…基金現金を歳計現金に繰り替えて運用すること。

<意見2 基金の効率的な運用方法の選択について>

条例及び内規において一括運用することが可能な介護給付費等準備基金について、継続的に個別運用を行っている。この点、同基金を一括運用することが出来ない特段の理由はないと考えられる。したがって、基金の効率的な運用のため、一括運用すべきである。

Ⅲ 個別の市保有財産監査結果

1. 公有財産（土地、建物、山林、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利、不動産の信託の受益権）

1-1. 土地、建物、山林

(1) 指摘事項

< 指摘事項 3 二重計上の固定資産について >

倉敷市立市民病院事業会計、倉敷市モーターボート競走事業会計と二重計上となっている一般会計の固定資産については、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。

< 指摘事項 4 登記されている事実が確認できない固定資産について >

登記されている事実が確認できず、現地の実態が市の財産として利用されていないものが明らかなものについては、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。

< 指摘事項 5 払下げ済みの固定資産について >

払下げ済みの不動産は、適切に除却処理を行い、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。

< 指摘事項 6 所管部署・分類等について >

所管部署・分類等が実態と異なるものは、所管部署において更正の手続きを行い、公有財産管理台帳システムを修正すべきである。

< 指摘事項 7 難視聴解消アンテナの設置のための敷地の貸付について >

貸付の目的とされた難視聴解消アンテナが存在していないことから、テレビ共聴組合との敷地の無償貸付契約を解除する必要がある。

<指摘事項 8 商店街利用者のための駐車場の取扱いについて>

市は、商店街利用者のための駐車場について、本不動産（玉島中央町3丁目）を除き有償による貸付を行っており、取扱いに一貫性がない。商店街が公共的団体に該当するか否か、利用者のための駐車場の利用は公共用に該当するか否かを明確にする必要がある。

<指摘事項 9 契約の相手方について>

無償貸付契約の相手方について、契約書上は町内会であるが、利用実態を踏まえると商店街振興組合である。したがって、町内会との契約を解除し、商店街振興組合と協議のうえ契約する必要がある。

<指摘事項 10 旧連島東小学校について>

行政財産ではなく普通財産とすべきである。また、民間保育園による一部利用について、その妥当性を検討し所定の決裁のうえ、契約締結する必要がある。さらに、残地については、早期の売却などによる処分を図るべきである。

<指摘事項 11 旧安江住宅跡地の管理、不動産の売却について>

市有地に隣接する住民に、市所有の土地であることを説明し、境界線を設けるなどの処置を行い、私的利用されないようにしなければならない。そのうえで、売却するなどの今後の活用方針を決定すべきである。また、不動産を処分する際は、市による将来の利活用の可能性及び管理コストを考慮し、狭小地や不整形地の発生を可能な限り抑制する検討が必要である。

<指摘事項 12 玉島道口の土地について>

市有地ではないため、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。

<指摘事項 13 玉島中央町1丁目の土地の有償貸付について>

本不動産は一筆が広範囲に渡ることから、境界確認や地籍調査事業等により、占有されている面積が確定したのから順次有償貸付交渉を行うべきである。

<指摘事項 14 旧児島高等学校跡地の利用について>

建物については、地域のコミュニティー活動の用に供されているものの、グラウンドについては特に活用されておらず、管理も不十分である。したがって、グラウンドについては市による利活用及び処分を検討する必要がある。また、古い備品の撤去や進入対策など適切な管理を行う必要がある。

<指摘事項 15 中庄、三田の土地について>

現在の状況となった経緯を早急に明らかにするとともに、施設所有者に本不動産は市所有財産である旨通知し、売却、有償貸付等を実施すべきである。

<指摘事項 16 不動産の棚卸の実施について>

定期的に不動産の棚卸を行うべきである。特に、公有財産管理台帳システム稼働当初のデータに不正確なものが多くみられたことから、それらについて早期に棚卸を行う必要がある。その他のものについても、所管部署ごとの管理資産の状況に応じて、業務負担を考慮して一定の年数ごとに行うことやローテーションにより実施することも検討すべきである。その際、公有財産管理台帳システムのデータと各所管部署の管理資料等の双方を照合して整合を図る必要がある。

(2)意見

<意見 3 公有財産管理台帳システムの施設名称登録について>

公有財産管理台帳システムをより適切に管理するため、公有財産管理台帳システムの登録名称は、所管部署にて現況を示す名称への変更手続きを行う等、公有財産管理台帳システムの利用者が名称からも所在地、利用状況が確認できるようにすべきである。

<意見 4 旧琴浦西幼稚園について>

まずは、当該施設を利用したい意向のある部署があるかどうかを検討する必要がある。また、当該施設への進入路が狭くなっており、これが施設を利用するための障害となるようであれば、施設手前にある公園の所管部署と協議のうえ、進入路を確保するために公園の一部を公衆用道路とするなど、当該施設を利用しやすくするための方

策を検討すべきである。

<意見5 一部残る土地の有効利用の想定について>

現在は倉庫、土のう置き場として利用されているが、都市計画道路が整備される場合、残った部分の土地の有効利用の事前対策を立てるべきである。

<意見6 玉島爪崎の土地について>

自動車が置かれぬよう適正に管理するとともに、実質道路部分については市有道路として管理すべきである。

<意見7 児島下の町1丁目の土地の有効利用について>

本不動産の特性上、売却は困難と考えられるため、行政財産としての利用範囲を明確にするとともに、有償貸付を行うなど、本不動産の有効活用を検討すべきである。また、無断で自動車が置かれぬよう適正に管理すべきである。

<意見8 旧明石保育園敷地の利用について>

売却することが望まれるが、本不動産の特性を考慮し、資材置き場としての有償貸付なども検討すべきである。

<意見9 水島東栄町駐車場用地の利用について>

本不動産の市の取得背景、地域商業の振興を目的とした減額貸付、隣に一般の市営駐車場があることを鑑み、水島栄町商店街振興組合が当該貸付により享受した利益(同組合員への貸付収入一市へ支払った賃料)が適切に地域商業の振興のために利用されていることを確認のうえ、減額貸付を行う等、安易に減額貸付が自動継続とならないように留意すべきである。

<意見10 普通財産貸付基準の見直しについて>

現在の社会・経済状況を踏まえ、合理的な理由に基づき制度が利用されるように「普通財産貸付基準」の見直しを行うべきである。また、合理的な理由に基づき公平に制度利用ができるように、固有名称を原則用いないように留意すべきである。

<意見 11 土木課駐車場の利用について>

年に1回程度の交渉にとどまっていることや空白期間があることは消防道路としての必要性が外観的に疑われる。必要性が低いのであれば、計画を廃止し土地は売却など早期に処分すべきである。必要性を強く認識しているのであれば、積極的かつ継続的な交渉をする必要がある。

<意見 12 教職員住宅敷地の利用について>

隣接する市営住宅が用途廃止となった場合、早期に一体的に処分すべきである。

<意見 13 福祉施設跡地の利用について>

進入路の買収交渉の再開と隣地の買収による幅員の拡張を進めるべきである。周辺地域は住宅地であり、宅地開発の可能性があると考えられることから、市による有効な利活用計画がないのであれば、早期の処分を図るべきである。

<意見 14 軽費老人ホーム「唐琴荘」跡地の利用について>

市有施設の移転先候補地としての方針を早急に決定し、利活用しない場合には早期に売却すべきである。

<意見 15 旧郷内公民館について>

旧郷内公民館の現状、将来の老朽化対策などのコスト等を鑑み、早期売却に向けて取り組むべきである。また、平成20年度包括外部監査の意見の繰り返しとなるが、今後、新たに建物建設等を行う場合は、同時に旧施設の利活用についても検討し、市で利用しない場合は早期に売却すべきである。

<意見 16 農業用施設団地用地土地造成事業について>

平成17年度の合併により旧船穂町から市に引継いだ財産であるが、急斜面でアクセスが悪い等の特殊な土地の取得は、事業としての活用が確実に見込まれる場合に実施すべきであり、売却などは極めて困難と考えられるが、引き続き活用方法を検討すべきである。

<意見 17 各所管部署での公有財産管理台帳システムの確認と管理について>

不動産の異動についての一次情報を持っているのは各所管部署であることから、不一致照会を行うだけでなく、登記異動データで把握できない異動情報については適切に公有財産活用室に合議されているか各所管部署で確認すべきである。また、当該年度の異動の起案書等の元データが公有財産管理台帳システムに適切に反映されているか確認し、異動登録の漏れを防止すべきである。さらに、異動のあったものだけでなく、各所管部署で管理資料と照合することで公有財産管理台帳システムの正確性を担保すべきである。

<意見 18 システム連携のデザインについて>

将来において、公有財産管理台帳システムそのものの更新を行う際には、不動産の異動が発生した際、各所管部署で入力した異動内容について、そのままデータ連携できるような機能を備えたシステムを検討すべきである。

費用対効果を考慮しつつ、ヒューマンエラーを低減するとともに、通常あり得ないような内容については、更新時にアラートが出るようなシステムを選定することを検討すべきである。

1-2. 物権（①地上権、②地役権）

①地上権

(1)指摘事項

<指摘事項 17 分収造林契約書について>

保管されていない新見市成高下の地上権に関する分収造林契約書について、地権者と協議のうえ再作成する必要がある。また、第三者への対抗要件を具備するため、地上権の登記を行う必要がある。

<指摘事項 18 地上権の記載内容の修正及び追加について>

「財産に関する調書」の地上権の記載内容のうち、面積について、契約書等に基づき正しい数値に修正する必要がある。また、「財産に関する調書」の記載が漏れている

新見市大佐小阪部字大佐権現迫の地上権について、追加して記載する必要がある。

②地役権

(1)指摘事項

<指摘事項 19 地役権の登記について>

第三者へ対抗するため、地役権設定をした際は、地役権設定登記を行うべきである。

<指摘事項 20 地役権の「財産に関する調書」の記載誤りについて>

「財産に関する調書」に記載すべきでない地役権は削除すべきである。

(2)意見

<意見 19 登記面積と実測面積の大幅な乖離について>

今後の地役権設定において、登記面積と実測面積に大幅な乖離がある場合は、費用対効果を鑑み、調査の上、地役権設定の判断を行うべきである。

1-3. 無体財産権

(1)意見

<意見 20 著作権の財産的価値について>

財産的価値が認められないことから、「財産に関する調書」より削除することを検討すべきである。

1-4. 有価証券

(1)意見

<意見 21 残高証明について>

保有株式の種類網羅性の観点から、上場会社の保有株式数は、証券会社等からの残高証明書にて行うことが望ましい。

<意見 22 株券不発行会社の株券について>

株券不発行会社の株券は処分し、株主名簿の記載に関する証明書を保管すべきである。

<意見 23 株券等の管理について>

株券、出資証券等の効率的かつ効果的な管理を行うため、費用対効果を鑑み、株券、出資証券の枚数に応じて、株券所持制度の利用や、現物の封印を検討すべきである。なお、封印する場合は、例えば、5年に1度、定期に開封し確認する、株式に増減が生じた時に開封し確認する等の管理を行うべきである。

<意見 24 株式の保有目的の明確化について>

市有財産である以上、保有目的が明確になっていない株式について、保有目的等を明確にしたうえで、保有・運用を行うべきである。

1-5. 出資による権利

(1)意見

<意見 25 証明書等の封印について>

出資証券等の効率的かつ効果的な管理を行うため、複数枚となる証書等については、費用対効果を鑑み、現物の封印を検討すべきである。なお、封印する場合は、例えば、5年に1度、定期に開封し確認する、金額等に増減が生じた時に開封し確認する等の管理を行うべきである。

<意見 26 証書の再発行、証明書の手について>

証書の枚数が多数になるもの、証書自体に劣化が生じているもの等については、証書の再発行、1枚にまとめた出捐金証明書を入手する等、合理的かつ効率的な管理を行うべきである。

1-6. 不動産の信託の受益権

(1) 指摘事項及び意見

監査の結果、指摘事項及び意見はない。

2. 物品

(1) 指摘事項

<指摘事項 21 物品調査のマニュアルの作成について>

物品調査においては、物品調査の実施方法、最低限確認する項目などを記載したマニュアルを作成し、各部署で実施する現物調査について、全庁統一的な方法で行うとともに、一定の水準を保つべきである。

<指摘事項 22 物品調査の報告と取りまとめについて>

年に1度は各部署で物品の現物調査を実施し、現物調査を実施したリストを作成すべきである。また、各部署全てが漏れなく年に1度現物調査を実施したことを確認する部署（例えば監査事務局）を定め、現物調査を実施したリストは当該確認部署に提出する体制とすべきである。

<指摘事項 23 現物のない物品について>

現物のない物品は、財務会計システムから削除すべきである。

(2)意見

<意見 27 使用見込みのない物品について>

物品の現物調査においては、現物の有無の確認のみならず、長期間使用されていないもの、今後使用見込みのないもの等の確認も行い、長期間未使用であり、今後使用見込みがないものはリスト化し、他課でも使用見込みがないことを確認の上、売却・廃棄等の処分を行うべきである。

3. 債権

(1)意見

<意見 28 債務者情報の更新について>

債務者情報について、延滞債権の回収業務の一環の中で適宜に更新を行い、債権回収を進めるべきである。

<意見 29 回収業務の外部委託の検討について>

滞納債権の債務者の状況が回収を困難とさせる状況にある事案、特に法的措置をとるべき案件については、弁護士等の債権回収の専門家に対して成功報酬などの形での外部委託を行い、回収を図ることを検討すべきである。

また、今後法的手続きが必要となるなど債権回収が困難になることが予想されるような事案についても同様に、困難になる前に外部委託を行うことを検討すべきである。

<意見 30 貸付金の回収可能性について>

緊急性のある案件と考えられるものの、民間金融機関からではなく市からの貸付が必要となったこと、会社規模に照らして借入金が多いことから、今後のふなおワイナリー貸付金の回収可能性に留意が必要である。また、返済条件の変更が必要になることも想定され、会社の事業計画とその進捗について慎重な検討が求められる。

4. 基金

(1)意見

<意見 31 ふるさと納税のポータルサイトについて>

市は、ポータルサイトの導入当初から令和元年度まで、1つのポータルサイトしか利用していなかった。現在では、数多くのポータルサイトがインターネット上に存在しており、その中には一般に利用頻度が高いとされるサイトが複数ある。市の認知度を高め、ふるさと納税を推進するため、複数のポータルサイトの活用を進めるべきである。

また、どのポータルサイトを経由して寄附がなされているのか、返礼品の傾向、寄附者による寄附金の使い道の選択の傾向など多面的な分析をすべきである。

<意見 32 倉敷市環境保全基金の活用について>

本基金の残高は増加傾向にあり、事業への充当額はその残高に比して低調な状況であるから、充当対象の事業を拡大するなど、基金の活用を促進することが望まれる。この点、市は2011年2月に策定した倉敷市地球温暖化対策実行計画に基づき、温暖化対策事業を行っている。したがって、既に行っている事業の拡充や対象事業の拡大など寄附者の意思を汲んだ対応を検討すべきである。

<意見 33 倉敷市交通拠点施設整備基金の活用について>

設置当初の目的が実質的に失われつつある当基金については、市および地域の長年にわたる状況変化を考慮して、その用途の再検討を行い、交通拠点施設の整備に加え、既存の公共交通の維持確保、利便性向上のための財源として有効に活用すべきである。

<意見 34 倉敷市国際交流基金について>

基金の残高が積みあがった状態で、事業への充当もその残高に比して低調な状況であるため、当基金の事業についてPRを行うことで基金の認知度の拡大を図ったり、民間団体から充当対象事業の拡大のニーズをヒアリングしたりするなど、基金の活用を促進することが望まれる。

<意見 35 倉敷市文化振興基金の助成対象事業について>

芸術文化と一言でいっても、音楽、演劇の他、絵画、彫刻などの美術、映像芸術、アニメーションなどのメディア芸術と幅広く、また新しい分野も生み出されている。その継続と発展を図るために、多様な芸術文化とその新たな担い手を育成することが重要と考える。

しがたって、既存の枠組みに捉われない先駆的な事業等についても、広く周知し公募するよう検討すべきである。

<意見 36 倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金の活用について>

長年に渡って基金が活用できていない状況にあるため、充当すべき事業を検討すべきである。対象事業は新規事業にこだわらず既存制度では十分に施策が行き渡らないケースを補完する事業に充当するなど、新たな視点での活用を検討すべきである。

<意見 37 倉敷市よい子いっぱい基金の新規事業について>

直近5年間では同一の事業が同規模で継続されており、基金の活用の観点と寄附者の思いに応えるため、新規事業への積極的な取り組みが望まれる。

また、事業の実施にあたり「広く、あまねく子供たちに」との前提を置いていることは、基金の目的と整合しており、適切なものとする。しかしながら、定義について解釈に幅があることから、事業の選定を行いやすくするためにも、ガイドラインや例示を示すことを検討すべきである。

<意見 38 倉敷市緑化基金の活用について>

基金の残高が積みあがった状態で、事業への充当もその残高に比して低調な状況であるから、充当対象の事業を拡大するなど、基金の活用を促進することが望まれる。特に、寄附金により積み立てられた金額についても積み上がっている状況であり、寄附者の意思を汲んだ対応を早急に検討すべきである。

<意見 39 不納欠損処理について>

今後の回収が極めて困難と見込まれる債権についても長期間管理することは費用の面から合理性に欠ける。

引き続き借受人の状況に応じた督促を継続するとともに、時効が到来した債権など

については、条例に従い債権放棄の手続きのうえ不納欠損処理を行うことで、債権の整理を進めるべきである。

<意見 40 倉敷市公共施設整備基金の対象事業の会計処理について>

基金充当は設置目的に沿って行われるべきものであり、流用が行われた場合は流用の会計処理を行うとともに、基金充当が適切に行われたことを明確にすべきである。

IV 総括

総括意見として、市有財産のうち、監査のメインとなった①不動産、②物品、③基金について、指摘事項・意見を再掲しながら記載する。

①不動産について

公有財産管理台帳システムに登録されている不動産について、定期的な棚卸や現地調査を行っていないことが、本監査において最も重要な指摘事項である。監査人のサンプル抽出により、個別の監査対象となった不動産について、二重計上、除却処理漏れ、実在しない不動産等が多数検出された。所管部署がそもそも存在を認識していない不動産のため、市有の土地が無断で利用されているケースも散見された。

市有財産の有効活用は、市有財産が適切に管理・把握されていることが前提である。監査人の抽出したサンプルは一部に過ぎないため、まずは、公有財産管理台帳システムに登録されている不動産について、すべて棚卸を行い、公有財産管理台帳システムに登録されている情報のみでは、状況などが不明確な不動産については、現地調査を行うべきである。上記を踏まえ、公有財産管理台帳システムの管理や作業フローの在り方について記載している。

平成 20 年度包括外部監査の意見となった不動産については、処分等が困難なもの等を除き、概ね適切に対応がなされていた。

ポイント	対応する主な指摘事項及び意見
公有財産管理台帳システム、不動産の棚卸	(指摘事項 16) 不動産の棚卸の実施について
不動産の二重計上	(指摘事項 3) 二重計上の固定資産について
実在しない不動産	(指摘事項 4) 登記されている事実が確認できない固定資産について
不動産の除却漏れ	(指摘事項 5) 払下げ済みの固定資産について
市有の土地の無断利用	(指摘事項 11) 旧安江住宅跡地の管理、不動産の売却について (意見 7) 兎島下の町 1 丁目の土地の有効利用について

公有財産管理台帳 システムの管理	(意見 17) 各所管部署での公有財産管理台帳システムの確認 と管理について
---------------------	---

②物品について

物品については監査事務局が定期監査を行っており、適正を欠いた事例等を定期的に各部署に通知しているが、所管部署まで適切に浸透しておらず、監査人の現物調査においても、現物確認できないものが検出された。

長年にわたり物品の現物調査が適切に行われていないのであれば、事例を通知する等のみでは今後の物品の管理が改善される期待は薄い。物品調査の統一的なマニュアルが整備されていないこと、全部署が現物調査を実施したことを網羅的に確認する体制となっていないことが問題である。物品調査の統一的なマニュアルを整備するとともに、実地調査を実施したリストを各部署が作成し、取りまとめ部署に報告させるべきである。

ポイント	対応する主な指摘事項及び意見
物品調査のマニュアル整備	(指摘事項 21) 物品調査のマニュアルの作成について
実地棚卸を全部署が実施したことの確認	(指摘事項 22) 物品調査の報告と取りまとめについて

③基金について

基金については、事業への充当が不十分な基金や、長期間事業が実施されておらず、長期間取崩が行われていない基金が存在する。基金充当対象の事業が見いだせないこと、対象事業に対する市民利用が乏しいこと等が主な要因であり、所管部署において、充当対象の事業の実施、創出に苦心している。

また、市の全ての基金(25基金)のうち7基金は、利率が高い時代である昭和62年～平成2年に設置されており、積み立てた預金利息で事業を推進することをモデルとしたと考えられる。現在の低利率時代においては、積み立てた預金利息では事業費を賄いきれない。近い将来、利率が飛躍的に上昇する期待は薄く、基金設置時の積立額

を取崩し事業に充当するなど、現在の社会状況に整合させた基金の運用が今後必要ではないかと考える。

ポイント	対応する主な指摘事項及び意見
事業への充当が不十分な基金	(意見 32) 倉敷市環境保全基金の活用について (意見 34) 倉敷市国際交流基金について (意見 37) 倉敷市よい子いっぱい基金の新規事業について (意見 38) 倉敷市緑化基金の活用について
長期間取崩しが行われていない基金	(意見 33) 倉敷市交通拠点施設整備基金の活用について (意見 36) 倉敷市ふるさと・水と土保全対策基金の活用について

最後に

従来、自治体は予算執行を中心とした、いわゆるキャッシュフローが重視されているところであるが、人口減少・少子高齢化が進展している中、市の既存の財産の有効活用は重要な課題であり、ストック情報把握の重要性は今後高くなると考えられる。市のストック情報について、より適切な把握・管理体制となり、市有財産が一層有効に活用されることを期待している。